

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の背景

### 1-1 持続可能な社会の実現に向けて

#### ●良好な環境の保全と将来への継承に向けて

私たちの静岡市は、静岡県政治、経済、文化及び情報の中枢都市として機能するとともに、3,000m級の峰々が連なる南アルプスから三保松原の白砂青松に象徴される駿河湾に至る広大な市域を有しています。先人たちが守り育て、緑豊かに茂った森林からは、全国に誇れる清澄な水が流れ、まちなかに潤いや憩いを提供し、その恵みを背景に長い歴史が培われてきました。そして、これらの豊かな環境は、今なお市民生活の源泉として、賑わいあるまちの基礎となり、誇るべき財産となっています。

私たちは、豊かな環境を享受する権利を有するとともに、かけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいく責務があり、環境への配慮を基本としたまちづくりを進めていかなければなりません。

本市では、これらの認識のもと、このまちに集う人の協働により、本市の豊かな環境を守り、維持または回復するのみならず、より良い環境を創り出すことを含めた環境の保全を進め、ひいてはすべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を創造するため、「静岡市環境基本条例」を2004（平成16）年に制定しました。そして、「静岡市環境基本計画」を策定し、本市の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

#### ●持続可能な社会の実現に向けて ～世界の目標に地方から取り組む～

人間活動が環境に大きな負荷をかけた結果、近年、地球規模の環境問題が私たちの生活に様々な影響を及ぼしています。例えば、地球温暖化による気候変動は、頻発する気象災害や農作物の品質低下、熱中症の増加などとして顕在化し、環境問題に留まらず、社会や経済にとっても大きなリスクとして認識されています。令和4年に襲来した台風第15号は、甚大な被害をもたらし、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

そのため、気候変動への適応策とともに、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロのカーボンニュートラルを目指す動きが、国内外に広がっています。

このほかにも、海洋プラスチックごみ、外来種などによる生物多様性への影響といった問題もあります。

これらの環境問題は独立して存在するのではなく、相互に深く関連するものであり、また、グローバルな課題でありながら、私たちの生活とも密接に関係するローカルな課題でもあります。

私たちの世代のニーズを満たしつつ、将来の世代が豊かに生きていける社会を実現するためには、経済・社会・環境がともに向上する「持続可能な社会」への変革が不可欠であり、「静岡市環境基本条例」が目指す理念の実現が、今まさに求められています。

そこで、持続可能な社会の実現という世界の目標の達成に向けて本市から取組を推進していくため、「第3次静岡市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



## 1-2 環境分野に関する国内外の動向

近年、SDGs（持続可能な開発目標）の採択、地域循環共生圏の提唱、パリ協定の発効、新型コロナウイルス感染症による経済停滞からの復興に向けたグリーンリカバリーの訴求など、環境問題の解決に向けた機運、さらには、環境活動を通しての経済面・社会面の課題解決を求める動きが強まっています。

### ●SDGs

SDGsは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030（令和12）年までの国際目標です。経済・社会・環境を統合した取組により、持続可能な社会の実現を目指すとしています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき目標にもなっており、日本国内でも政府や地方公共団体、事業者、民間団体、国民など幅広い主体による取組が広がっています。



【図1】SDGsの17のゴール（目標）

#### 静岡市の動向

→ 本市は、地域課題の解決を図ると同時に世界における存在感を高めるため、SDGsに積極的に取り組み、2018（平成30）年には「SDGs未来都市」及び国連からアジア初の「SDGsハブ都市」に選ばれました。「第4次静岡市総合計画」では、SDGsの理念を本市の各施策に取り込み、SDGsの推進に寄与することで、国際社会への責任を果たしていくこととしています。

### ●地域循環共生圏

「地域循環共生圏」とは、地域の自然や資金・人材などの資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力を最大限に発揮しようとする考え方です。国の「第五次環境基本計画」（2018（平成30）年）で提唱され、経済・社会・環境の統合的な向上を図りながら持続可能な社会を目指すこととされました。

#### 静岡市の動向

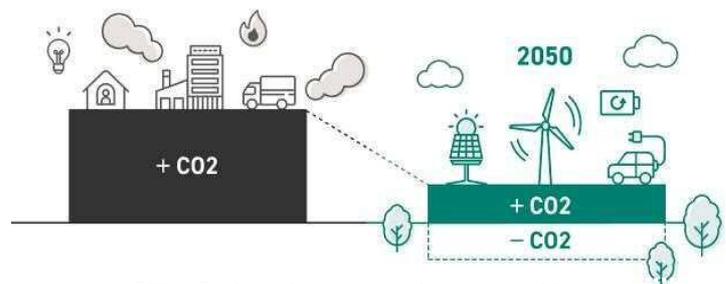
→ 本市では、奥静岡エリアの「オクシズ」や、本市域の前浜を指す「しずまえ」のPRなど、地域循環共生圏の考え方に通じる取組もみられます。豊かな地域資源を最大限に活用し、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の活力を高めていくことを目指しています。

### ●地球温暖化・気候変動

2020（令和2）年度以降における気候変動対策の国際的枠組みを決める「パリ協定」が2016（平成28）年11月4日に発効しました。

日本では、パリ協定を受け「地球温暖化対策推進法」が2021（令和3）年3月に改正され、2050（令和32）年までのカーボンニュートラルの実現が同法の基本理念に明記されました。

また、進行する地球温暖化に対応するため、「気候変動適応法」が2018（平成30）年12月に公布され、同法に基づく「気候変動適応計画」が同年11月に、改訂版が2021（令和3）年10月に閣議決定されました。



【図2】カーボンニュートラルの考え方

【資料：環境省・脱炭素ポータル】

#### 静岡市の動向

→ 本市は、2020（令和2）年12月に2050年カーボンニュートラルに向けて取り組んでいくことを表明しました。  
→ 2022（令和4）年4月には、環境省の「脱炭素先行地域」に選定されました。脱炭素先行地域で蓄積したノウハウを市内全域に拡大し、カーボンニュートラルを実現していくことを目指しています。

## ●GX（グリーン・トランスフォーメーション）

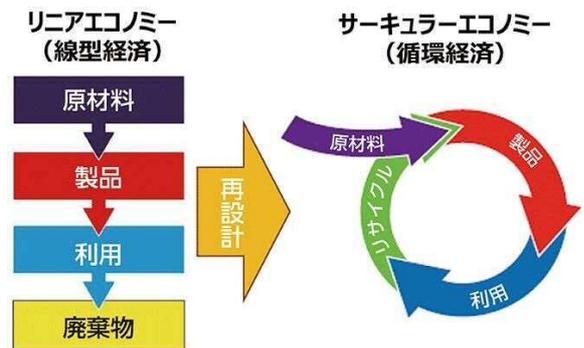
GX（グリーン・トランスフォーメーション）とは、化石燃料ではなくクリーンエネルギーを主軸とする産業構造、社会システムへと変革を図る取組のことです。国では、GX を実行するために必要な施策を検討するため、2022（令和4）年7月にGX 実行会議を官邸に設置し、成長志向型カーボンプライシング構想や、規制・支援一体型投資促進策などを議論しています。

**静岡市の動向** → 本市では、「第4次静岡市総合計画」において、GX を横断的視点のひとつと定め、クリーンエネルギーを中心とした経済社会システムへの変革を目指すこととしています。

## ●循環経済（サーキュラーエコノミー）

資源投入量・消費量を抑えつつ、既存の資源を有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」という考え方が注目されています。

また、資源循環の実現に資するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づくレジ袋の有料化、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行などの施策が推進されています。



【図3】循環経済への移行イメージ  
【資料：「A Circular Economy in the Netherland by 2050」（2016）より環境省作成】

**静岡市の動向** → 本市では、食品ロス問題への対策として、シズオカたばきり協力店制度の実施など、廃棄物分野における循環型社会の実現を推進しています。

## ●生物多様性

国は2021（令和3）年のG7サミットで、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」に取り組むことを約束し、国内の目標達成に向けて、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective Area-based Conservation Measures）の推進などを図るため、「自然共生サイト（仮称）」の正式認定を開始する予定です。また、2022（令和4）年の生物多様性条約締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を踏まえ、次期生物多様性国家戦略の策定を行う予定です。

**静岡市の動向** → 本市では、2021（令和3）年3月に「第2次静岡市生物多様性地域戦略」を策定しました。  
→ 2022（令和4）年度に実施された自然共生サイト（仮称）認定実証事業に麻機遊水地を候補地として協力表明し、30by30の実現に向けた取組を推進しています。

## ●ESD・環境教育

ESD（持続可能な開発のための教育）とは、持続可能な社会づくりの担い手を育むため、国際理解・環境・人権・平和など、現代社会における地球規模の諸課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向け自分で考え、行動する力を身につけるとともに、新たな価値観や行動などの変容をもたらすための教育のことです。2019（令和元）年12月、国連総会で「ESD for 2030」が採択され、ESDがSDGsのすべてのゴールの実現への鍵であることが再確認されました。

**静岡市の動向** → 本市は、SDGs や学習指導要領の改訂を踏まえた「静岡市環境教育行動計画」を2021（令和3）年3月に策定しました。家庭・地域、学校、市民活動団体、企業、行政などがそれぞれの役割を認識し、連携・協働による環境教育を継続的に進めていくこととしています。

## ●新型コロナウイルス感染症とグリーンリカバリー

新型コロナウイルス感染症は、社会や経済に大きな影響を与える一方で、テレワークやオンライン会議など、移動による環境負荷の低減に向けた可能性も示しました。さらに、コロナ禍からの経済回復とともに持続可能な社会を実現する「グリーンリカバリー」という考え方も世界の潮流となっています。

**静岡市の動向** → 本市でも、新たな環境産業の構築を目指す「グリーン産業創出支援事業」など、グリーンリカバリーの推進を支援しています。

## ●ESG 投資

国内外の多くの企業が SDGs で示された社会課題などをビジネスチャンスと捉え、経営戦略に取り込んでいます。

パリ協定を受けて企業が削減目標を設定する「SBT（企業版2℃目標）」や、必要なエネルギーを100%再生可能エネルギーで賄う「RE100」などの国際イニシアティブへの参加が広がりをみせています。

これらの背景にあるのは、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」など、財務諸表には現れない環境・社会・ガバナンスの情報を投資判断に活かす「ESG 投資」の拡大であり、企業の投資価値を計る新たな評価基準として浸透しつつあります。



【図4】RE100のロゴマーク



【図5】TCFDのロゴマーク

**静岡市の動向** → 本市では、金融機関と連携して「静岡市 SDGs 宣言」の宣言企業・団体に融資を行うなど、ESG 投資への支援を実施しています。

## ●人口減少

日本の総人口は現在、約1.2億人であり、2009（平成21）年をピークに減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2050（令和32）年には1億人を下回ると予測されています。少子高齢化の傾向も顕著であり、2021（令和3）年の高齢化率は29.1%で世界第1位です。

このような急速な人口減少や高齢化の進展は、良好な環境を維持・創出していた担い手の減少につながることも懸念されます。

**静岡市の動向** → 本市の人口は、1990（平成2）年から減少し、2020（令和2）年には70万人を下回りました。今後もさらなる人口減少・少子高齢化は避けられず、人の手を加えて維持管理されてきた自然に対し、関与する人や機会が少なくなることが懸念されています。このため、環境活動につながる講座の開催など、次世代の担い手育成に注力しています。

## ●デジタル技術の進展

IoT、AI、次世代通信といったデジタル技術の進展が加速しています。デジタル技術の進展は、一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスを低コストで提供し、また、交通やエネルギーの効率的な運用を可能にするなど、生活の利便性向上や持続可能な社会への変革に向けた強力なツールにもなりえます。国は2021（令和3）年9月にデジタル庁を発足させるなど、早急な対策を進めています。

**静岡市の動向** → 本市では、「静岡市デジタル化推進プラン」を2022（令和4）年2月に策定しました。国と歩調を合わせ、行政のデジタル化の取組を一体的に進めるとともに、デジタル技術を活用したエネルギーの最適化などに取り組むことを掲げています。

【表1】第2次静岡市環境基本計画策定後（2015（平成27）年度以降）の主な動き

年度	国内外の動向（世界、日本）	静岡市の動き
2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<u>持続可能な開発のための2030アジェンダ</u>」及び「<u>SDGs（持続可能な開発目標）</u>」の採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）前期実行計画」の策定</li> <li>「第2次静岡市地球温暖化対策実行計画」の策定</li> <li>「静岡市環境影響評価条例」の策定</li> </ul>
2016 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<u>パリ協定</u>」の発効</li> </ul>	
2017 (H29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水素基本戦略」の策定</li> <li>「<u>TCFD提言</u>」の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「静岡市水素エネルギー利活用促進ビジョン」の策定</li> <li>「静岡市エネルギー地産地消事業」開始</li> </ul>
2018 (H30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習指導要領の改訂（2018（平成30）年度～2022（令和4）年度まで順次）</li> <li>「第五次環境基本計画」の閣議決定</li> <li>「第四次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定</li> <li>IPCCが「<u>1.5℃特別報告書</u>」を公表</li> <li>「気候変動適応法」の公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「SDGs未来都市」「SDGsハブ都市」に選定</li> <li>「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）中期実行計画」の策定</li> <li>「静岡市一般廃棄物処理基本計画」の改定</li> </ul>
2019 (H31/R1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「食品ロスの削減の推進に関する法律」の公布</li> <li>「プラスチック資源循環戦略」の策定</li> <li>「<u>ESD for 2030</u>」の採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「静岡市SDGs実施指針」の策定</li> <li>「静岡市気候変動適応策アクションプラン」の策定</li> </ul>
2020 (R2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2050年温室効果ガス排出実質ゼロの宣言</li> <li>「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定</li> <li>「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づくレジ袋の有料化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次静岡市生物多様性地域戦略」の策定</li> <li>「静岡市環境教育行動計画」の策定</li> <li>2050年温室効果ガス排出実質ゼロの宣言</li> </ul>
2021 (R3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2期ESD国内実施計画」の策定</li> <li>「地球温暖化対策計画」「地域脱炭素ロードマップ」「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」「気候変動適応計画」「第6次エネルギー基本計画」の閣議決定</li> <li>IPCCが「<u>第6次特別報告書</u>」の各部会報告書を順次発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「静岡市SDGs実施指針」の改定及び「静岡市SDGs実施指針の運用基準」の策定</li> </ul>
2022 (R4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律」の施行</li> <li>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行</li> <li>「30by30ロードマップ」の公表</li> <li>「<u>ポスト2020生物多様性枠組</u>」の採択</li> <li>「次期生物多様性国家戦略」の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「脱炭素先行地域」に選定</li> <li>「第4次静岡市総合計画」の策定</li> <li>「第3次静岡市環境基本計画」の策定</li> <li>「第3次静岡市地球温暖化対策実行計画」の策定</li> <li>「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）後期実行計画」の策定</li> <li>「静岡市一般廃棄物処理基本計画」の改定</li> </ul>

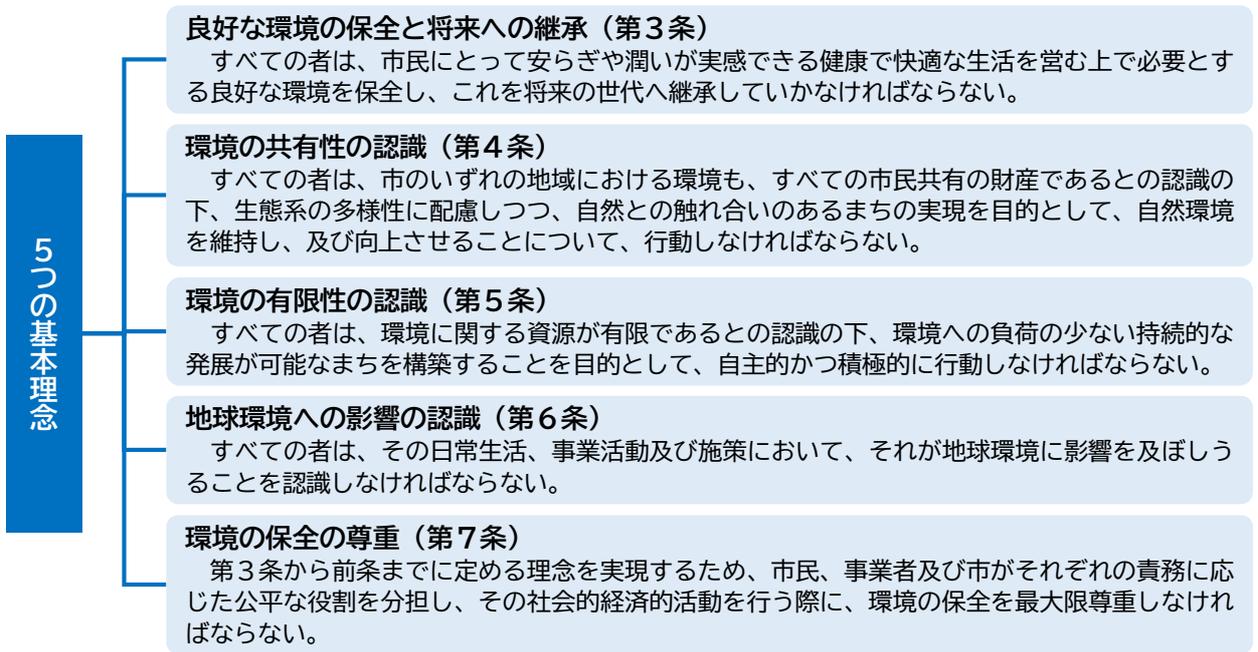
## 第2節 第3次計画の概要

### 2-1 これまでの経緯

本市はこれまで、「静岡市環境基本条例」(2004(平成16)年)(以下「条例」という。)に基づき、「第1次静岡市環境基本計画」(2006(平成18)年)、「第2次静岡市環境基本計画」(2015(平成27)年)(以下「第2次計画」という。)を策定し、条例に定める5つの基本理念の実現に向け、本市の自然や社会条件に応じた環境の保全に関する施策を実施してきました。



【図6】  
第1次計画(左)と第2次計画(右)

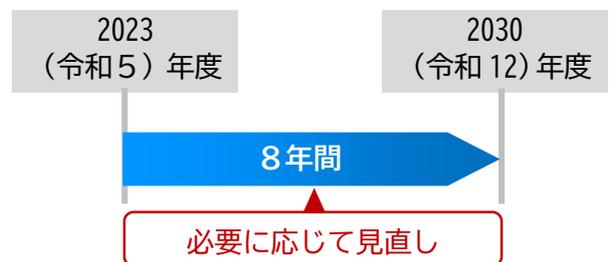


【図7】静岡市環境基本条例が定める基本理念

### 2-2 計画の期間

本計画は、「第4次静岡市総合計画」との整合を図り、2023(令和5)年度を初年度とし、2030(令和12)年度までの8年間とします。

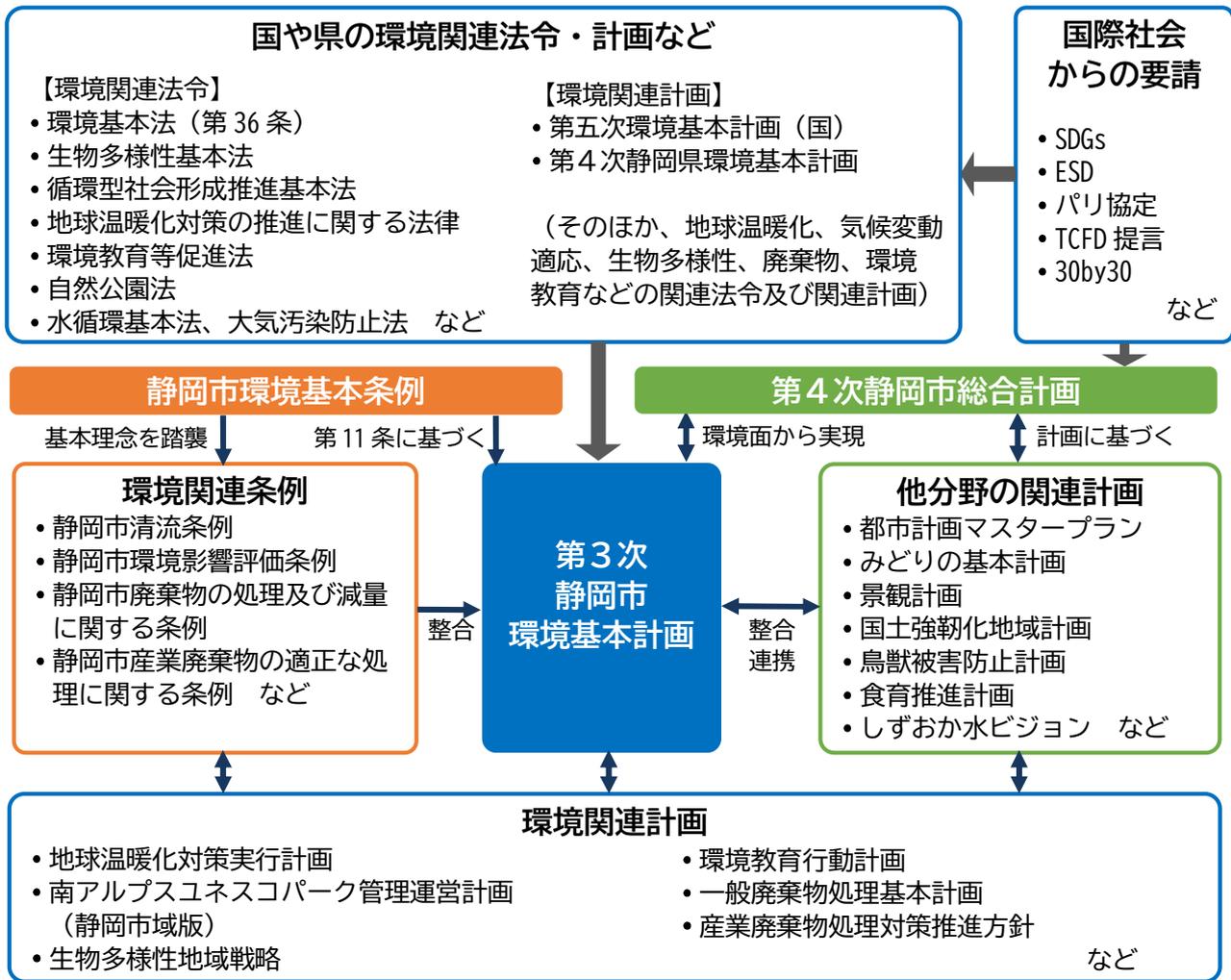
ただし、環境問題や社会的状況に大きな変化が生じた場合は、適宜計画の見直しを行い、これらに適切に対応することとします。



【図8】計画の期間

### 2-3 計画の役割と位置づけ

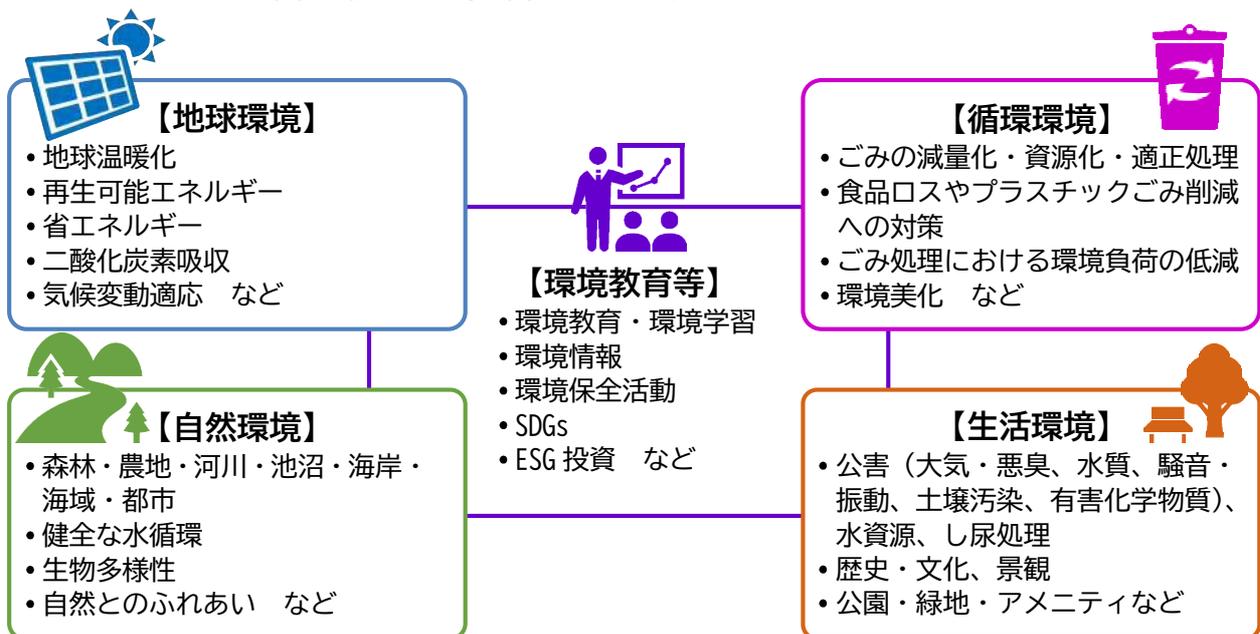
本計画は、条例第11条に基づいて策定するもので、市民・事業者・市(行政)それぞれが担うべき役割を明らかにし、様々な主体が連携・協働しながら積極的な取組を推進することを目的としています。また、「第4次静岡市総合計画」が掲げるまちづくりの目標『世界に輝く静岡』の実現のために、環境面における施策を推進する役割を担っています。



【図9】計画の位置づけ

## 2-4 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境分野は、以下のとおりとします。ただし、環境問題は各項目が相互に関わりあっていることから、一つの取組が複数の分野に関わるものも多くあります。



【図10】計画の対象分野のキーワード